

国立市職員の懲戒処分等に関する指針（懲戒処分基準及び公表基準）

第1 基本事項

本指針は、過去における本市職員の非違行為及び人事院の指針、東京都の指針等を参考に、それぞれにおける標準的な懲戒処分又は指導上の措置（以下「懲戒処分等」という。）の量定を示したものである。

具体的な量定の決定に当たっては、以下の点に留意し行うものとする。

非違行為の動機、態様及び被害の状況などはどのようなものであったか

故意又は過失の度合いはどの程度であったか

非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか

過去に非違行為を行っているか

等のほか適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。このため、個別の事案によっては、懲戒処分基準に掲げる量定以外とすることもある。

また、懲戒処分基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、それらについては懲戒処分基準に掲げる取扱いを参考とし判断するものとする。

第2 処分の加重又は軽減等

1 処分の加重について

ア 職員の行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合は、懲戒処分基準に掲げる最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。

イ 懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由があるときは、懲戒処分基準に掲げる最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができる。

職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。

職員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が高いとき。

職員の過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 処分の軽減について

懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由があるときは、懲戒処分基準に掲げる最も軽い懲戒処分よりも軽い処分を行うことができる。又は処分を行わないことができる。（処分を軽減する場合においては、標準例で規定する最も軽い懲戒処分が停職の場合は減給、減給の場合は戒告、戒告の場合は訓告を原則とする。）

職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。

職員の自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

職員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき。

第3 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条及び国立市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により、任命権者が職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分。

- (1) 免職 職員としての身分を失わせる処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の範囲で給料の月額額の10分の1以下を減額して支給する処分
- (4) 戒告 職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分

2 懲戒処分に至らない指導上の措置

職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるための行為で、懲戒処分に当たらない次のもの。

- (1) 訓告 任命権者が文書により行う注意
- (2) 嚴重注意 任命権者が口頭により行う注意

第4 懲戒処分基準 (別表1参照)

第5 内部通報及び告発関係

- 1 非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。
- 2 非違行為の事実を自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分等の量定を軽減することができるものとする。
- 3 職員が行った非違行為のうち、刑事事件に係る事案については、刑事訴訟法に定めるところにより告発又は告訴を行う。

第6 職員の懲戒処分等の公表基準

任命権者が地方公務員法等に基づき、職員の処分等を行った場合は、下記の基準により公表する。

1 公表基準

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分(免職、停職、減給又は戒告)
- (2) 管理監督者の職にある者の非違行為に対して、懲戒処分と併せて行った分限降任処分
- (3) 上記(1)又は(2)以外で、特に市民の関心の大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案での処分

2 公表の例外

被害者及びその関係者が事件を公表しないように求めるとき、又は公表により被害者が特定される可能性が大きいときなど、被害者等の人権に十分配慮する必要がある場合は公表しない。

3 公表する内容

公表する内容は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 発生年月日
- (2) 所属部署
- (3) 処分の種類
- (4) 事件概要
- (5) 処分年月日

ただし、懲戒免職を行った場合、社会に及ぼす影響が大きい事案は氏名等の個人情報を

公表する場合がある。

4 公表の時期及び方法

(1) 懲戒処分等を行った後に公表する。

(2) 公表は、資料提供等により行う。

付 則

この指針は、平成17年11月1日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

付 則

この指針は、平成18年11月1日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

付 則

この指針は、平成20年7月1日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

付 則

この指針は、平成22年1月1日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

付 則

この指針は、平成23年6月20日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

付 則

この指針は、平成28年12月2日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。